

保健所	業種・業態	合計 (A+B) (業種数)	A															A (業種数) 計	B																		
			業種内訳																業種内訳																		
			承認対象食品の製造施設																それ以外の業種																		
			大量調理を行う集団給食施設	大量調理を行う次の飲食店営業	弁当屋	仕出し屋	料理屋	旅館	大量調理を行うそうざい製造業	総合衛生管理製造過程承認施設	アイスクリーム類製造業	乳処理業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食肉製品製造業	魚肉ねり製品製造業	缶詰または瓶詰食品製造業		乳酸菌飲料製造業	許可を要しない容器包装詰加圧加熱殺菌の製造施設	菓子を要しない容器包装詰菓子の製造業	食肉処理業	食品の冷凍冷蔵業	そうざい製造業	Aランク以外の次の飲食店営業	弁当屋	仕出し屋	料理屋	旅館	広域流通する製品を製造する次の製造業、処理業及び加工業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳処理業	特別牛乳さく取処理業	乳製品製造業	食肉処理業
対象施設数		587	19	6	4	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	374	48	114	134	78	86	16	1	2	2	-	2	5	5	1	-
監視数		710	33	14	9	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	195	44	40	49	62	171	26	1	8	14	-	14	14	12	1	-

保健所	業種・業態	B																									B (業種数) 計	応援監視											
		業種内訳												業種内訳																									
		清涼飲料水製造業	乳酸菌飲料製造業	みそ製造業	醤油製造業	ソース類製造業	豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	つけ物製造業	魚介類加工業	もち製造業	大規模スーパーマーケット、百貨店、卸売市場(業種数)	飲食店営業(弁当屋)	飲食店営業(仕出し屋)	飲食店営業(一般食堂)	飲食店営業(レストラン)	飲食店営業(すし屋)	飲食店営業(食品調理)	喫茶店営業	菓子製造業	アイスクリーム類製造業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業			魚介類販売業	魚介類せり売り営業	食品の冷凍冷蔵業	氷雪販売業	そうざい製造業	魚介類加工業	食品の小分包装業	弁当又はそう菜類販売業	冷凍食品販売業	豆腐販売業	許可を要しない卸売市場
対象施設数		4	-	5	-	1	7	4	4	16	7	1	3	101	5	-	-	-	1	17	1	6	-	10	-	12	12	6	-	1	-	-	1	5	13	10	1	561	-
監視数		11	-	9	-	2	4	6	10	20	12	2	5	293	9	7	5	5	1	54	1	12	-	36	-	35	37	9	-	2	-	-	-	6	38	36	-	659	-

注1) ランク： 食品衛生法第24条に基づき毎年度策定している「食品衛生監視指導計画」の中で、監視指導を重点的・効率的に行うため、各業種毎に、食中毒の発生頻度、流通の広域性、事業の規模、事業の特殊性及び社会的影響等を考慮して、監視の重要度の高い業種（施設）の順に、A、B、C、D、Eの5ランクに分類し、重要度が高い業種（施設）ほど監視回数を多く設定

注2) 応援監視： 広域監視班の担当区域を所管する各保健所長が行う観光地等の集中的な監視の応援